

災害に強いまちづくり

東山貯水池

「ため池ハザードマップ」を

作成しました



↑洪水到達時間などさまざまな情報が記されたハザードマップ

▼災害に備える

近年、局地的な豪雨や大規模な地震の発生等により、ため池の氾濫、決壊などの被害が全国的に多発しています。

町内には大規模なため池はありませんが、深川市内にある東山貯水池の浸水予想区域が秩父別町内であるため、町では、東山貯水池が決壊した場合の避難経路等を示した「ため池ハザードマップ」を作成しました。

▼マップの内容は

ハザードマップには、ため池が決壊した場合の緊急避難場所および避難所、浸水想定区域、洪水

到達時間、最大水深などを記載するとともに、対象区域にお住まいの方や農業を営む方が、災害発生時にどの方向に避難をすれば良いかが示されています。

▼関係機関と連携

対象区域の方を中心に、秩父別土地改良区、深川地区消防組合秩父別支署、深川警察署など関係機関の協力を得ながらワークショップを行い、実用性の高いハザードマップを作成することができました。

完成したハザードマップは、対象区域の方や対象町内会に配付を予定しています。

←↓ワークショップの様子
計3回打合せを行いました



平成31年度

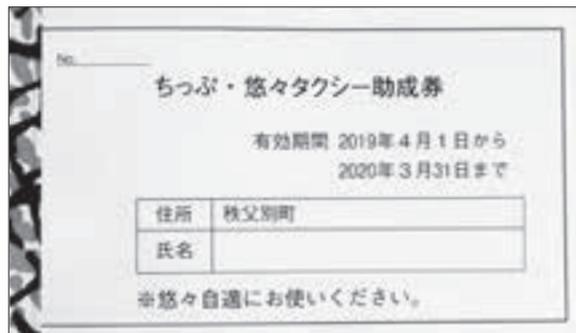
タクシー助成券を配付しています

1【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方
※**満60歳の誕生月の1日から対象になります。**

2【助成内容】 助成券 **年間60回分**

運賃	利用者 支払額
～1,000円未満	100円
1,000円～2,000円未満	200円
2,000円～3,000円未満	300円



・平成31年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	60枚	55枚	50枚	45枚	40枚	35枚	30枚	25枚	20枚	15枚	10枚	5枚

※**運賃が3,000円を超える場合、助成券は使用できません。**

3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
- ・ご本人が窓口で申請してください。(家族の方による代理申請もできます。)
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。

高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停（秩父別IC）のタクシー料金を全額助成する事業を行っています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

平成31年度「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」 入館料半額助成券を配付しています



1【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方
※**満60歳の誕生月の1日から対象になります。**

2【助成内容】 半額助成券 **年間24回分**

・平成31年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚

誕生月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚



3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
- ・ご本人が窓口で申請してください。(家族の方による代理申請もできます。)
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。

タクシー助成券・「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」入館料半額助成券のお問い合わせ
役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線46・47)



後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減特例等の見直しについて～

■均等割の軽減割合が見直しされました

●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減
33万円	8.5割軽減

【平成 31 年度 (2019 年度) から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成 31 年度 (2019 年度) から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

■被用者保険の被扶養者だった方の 均等割軽減措置期間が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成 30 年度 (2018 年度)】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【平成 31 年度 (2019 年度) から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減



◆平成31年度（2019年度）の保険料の計算方法

- 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【一人あたりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■平成31年度（2019年度）の年間保険料額の例

- 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	平成31年度(2019年度)	前年度比
80万円	8割	10,000円	5,000円増
168万円	8.5割	23,400円	増減なし
196万円	5割	70,600円	15,100円減
219万円	2割	110,000円	10,000円減

- 夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成31年度(2019年度)	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻		25,100円	15,000円減
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻		40,100円	10,100円減

- 夫婦2人世帯（共に被保険者）で妻の年金収入が80万円以下の、2018年4月以降制度に加入した元被扶養者である場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成31年度(2019年度)	前年度比
80万円	夫	8割	10,000円	5,000円増
	妻		10,000円	5,000円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	増減なし
	妻		7,500円	増減なし
224万円	夫	5割	100,200円	15,100円減
	妻	5割	25,100円	増減なし
270万円	夫	2割	164,000円	10,100円減
	妻	5割	25,100円	増減なし

平成31年度（2019年度）の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

◆北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

◆役場住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線46）

日本国民年金機構からのお知らせ

◎国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

2019年4月分から2020年3月分までの国民年金保険料は
月額16,410円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人及び連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所、又は住民課総合窓口グループにご相談するようお願いいたします。

◎国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が年金事務所より送付されております。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して、返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます。

(※この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付されますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

- 役場住民課総合窓口グループ
TEL 33-2111 (内線43)
- 砂川年金事務所お客様相談室
TEL 0125-28-9003
(お問い合わせの際には、基礎年金番号が分かるものをご用意ください。)

